

「平成十八年九月十五日から同月二十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度とは、災害復旧に要する事業費が一定の基準を超える場合に、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助かさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。
今回は、以下のとおり指定を行うこととしました。

激甚災害

「平成18年9月15日から同月20日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」

9月10日、フィリピンの東海上で発生した台風第13号は、9月15日から17日にかけて、強い勢力を保ったまま、沖縄地方を通過して九州地方に接近・上陸し、18日21時、日本海中部で温帯低気圧に変わった。

9月15日から20日にかけて、台風第13号及び台風から変わった温帯低気圧並びに本州付近に停滞した前線の活発な活動により、沖縄地方から西日本にかけて暴風、大雨となり、北海道でも暴風となった。これにより、佐賀県、広島県、長崎県を中心に大きな被害が生じた。

<参考:被害の状況>

(1) 農地、農業用施設及び林道関係(10/16現在) (単位:億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	19.2	30.2	7.2	56.5

(2) 農林水産業共同利用施設関係 被害見込額 1.0億円(10/19現在)

適用すべき措置の概要

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(84% 94% (農地、過去5年間の実績))

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(20% 30~90%)

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

政令第三百五十九号

平成十八年九月十五日から同月二十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十八年九月十五日から同月二十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十八年台風第十三号（同年九月十日に北緯十六度四十八分東経百三十四度四十八分）において台風となった熱帯低気圧で、同月十八日に北緯四十度六分東経百三十四度三十六分において温帯低気圧となったものをいう。（）によるものをいう。	

附 則

この政令は、公布の日から施行する。